

多賀城市監査委員告示第21号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した公の施設の指定管理に係る監査の結果について、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社代表取締役社長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年12月21日

多賀城市監査委員 佐伯 光時  
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象団体等  
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社  
(令和3年度分多賀城市立図書館の指定管理業務)
- 2 監査結果の報告日  
令和4年11月25日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日  
令和4年12月19日
- 4 措置状況報告の内容  
別紙のとおり

# 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類 公の施設の指定管理に係る監査  
(令和3年度多賀城市立図書館の指定管理業務)

2 監査実施日 令和4年10月31日

3 監査対象部署 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

## 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	光熱水費の精算について、本来返還すべき金額より多い金額を市へ返還していた。	過分に返還した金額については請求を行わないことを令和4年11月5日に多賀城市に報告した。 今後については、毎月の光熱水費の請求データ・請求書・支払額の3点を突き合わせ、3つの数値に相違がないことの確認を11月分より開始、徹底する。 また、精算に関わる書類を作成する際にも、再度3点に相違がないかを見直すことで、二重にチェックを行い再発を防止する。